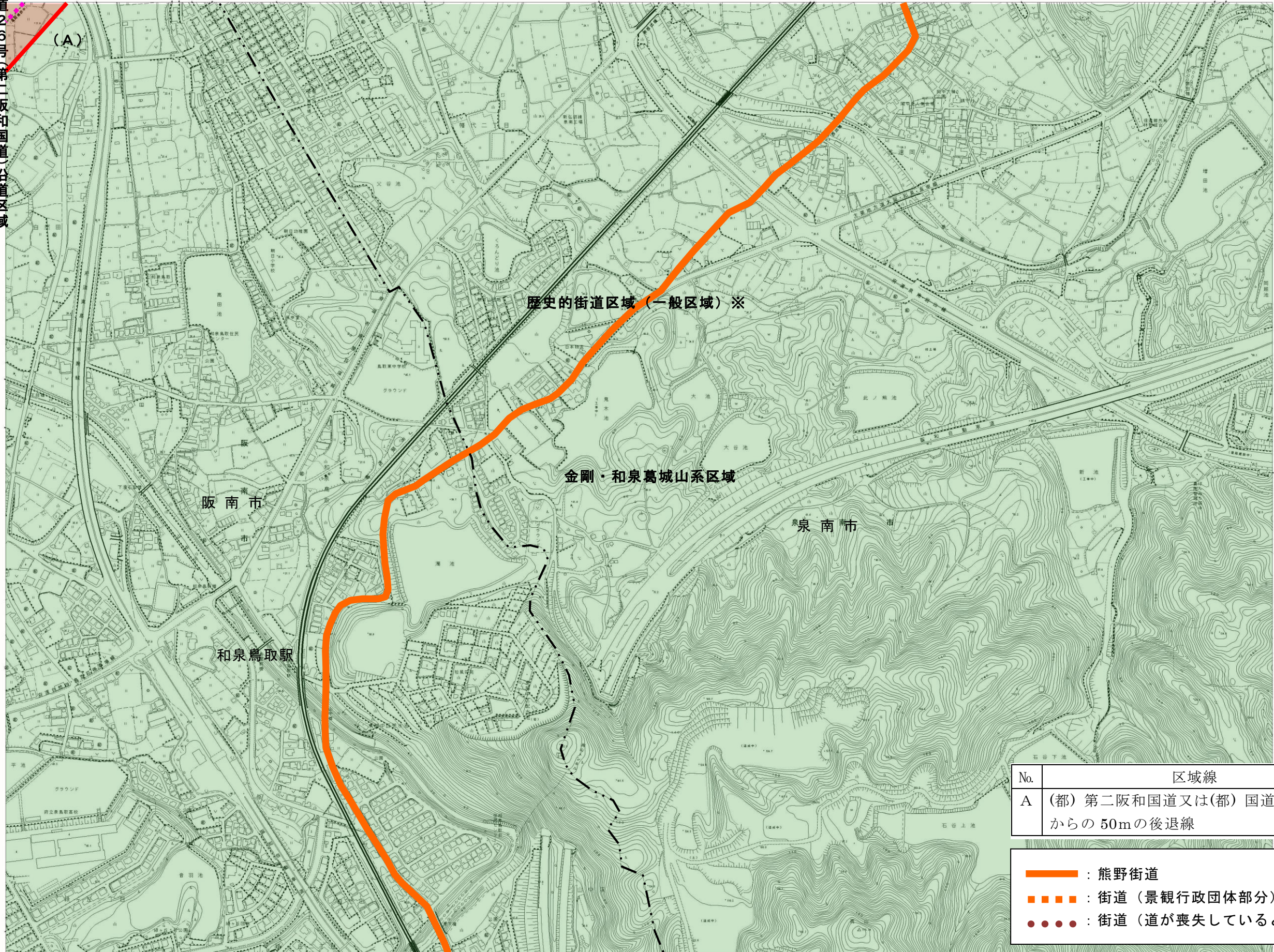


(A) 都第二阪和国道又は(都)国道26号線からの50mの後退線



No.	区域線
A	(都) 第二阪和国道又は(都) 国道 26 号線からの 50m の後退線

- : 熊野街道
- - - - : 街道 (景観行政団体部分)
- : 街道 (道が喪失しているところ)

※歴史的街道区域（一般区域）は、大阪府域の歴史的街道及びその沿道の区域（道路の端から両側 10mの幅の区間を合わせた区域）です。